介護医療院サービス重要事項説明書

１.介護医療院の目的と運営方針

長期にわたり療養が必要な入所に対し、介護医療院サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護医療院サービスの提供に努めます。

２.施設の概要

（１）事業所名・所在地

事業所名	東庄町国民健康保険東庄病院　介護医療院
所在地	千葉県香取郡東庄町石出２６９２番地１５
電話番号	０４７８－８６－１１７７
事業所番号	１２Ｂ３０００００２５
管理者名	施設長　小又誠一
開設年月日	令和６年４月１日

（２）施設の職員体制

職種	人数	職務内容
管理者	１名（院長兼務）	施設の管理統括
医師	２名（病院兼務）	診療・健康管理
薬剤師	２名（病院兼務）	調剤業務
看護職員	８名以上	保健衛生並びに看護業務
介護職員	８名以上	日常生活全般にわたる介護業務
理学療法士	４名（病院兼務）	機能訓練
管理栄養士	１名（病院兼務）	栄養管理業務
介護支援専門員	２名（看護師兼務）	介護医療院サービス計画作成、相談業務

（３）設備の概要

施設定員	４６名				
療養室	１床部屋	８室	その他施設	食堂兼談話室	１室
	３床部屋	２室		機能訓練室	１室
	４床部屋	８室		一般浴室	１室
				機械浴室	１室

３．サービス内容について

（１）食　　事　車椅子乗車可能な方は、食堂でしていただきます。

・朝　食　　８時から

・昼　食　　１２時から

・夕　食　　１８時から

（２）入　　浴　最低週２回入浴できます。ただし、状態に応じ機械浴又は清拭になる場合があります。

（３）機能訓練　医師の指示で専門技師により機能回復訓練を行います。

（４）医療管理　定期的に医師の診療があり、必要な投薬等がなされます。また、常に看護師が観察し、異常時には必要に応じ一般病床への入院もあります。

（５）介　　護　利用者の状態にあわせた介護医療院サービス計画により日常生活の援助を行います。着替え、排泄、離床、整容等の介助、余暇活動の支援

（６）口腔ケア　口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

４．利用に当っての留意事項

（１）面　　会　平　　日　　１１時から１３時、１６時から１８時

日曜祝祭日　　１１時から１８時

また、感染予防のため、面会を制限させていただくことがあります。

（他の時間はナースステーションにお申し出ください。）

（２）外出･外泊　希望があればナースステーションにお申し出ください。

（３）貴重品等　病室での貴重品、現金等の紛失・盗難には責任を負いかねますので、原則として、貴重品は持ち込まないようお願いします。また、危険物、刃物類の持ち込みも禁じます。

（４）消　　灯　２１時が消灯時間となります。

（５）携 帯 品　寝巻、下着類（オムツ以外）、洗面用具、ちり紙（ティッシュ）、タオル・バスタオル、湯呑み、箸、起立可能な方はスリッパ、その他状態により必要なものを看護師より指示される場合があります。ご希望でレンタル品（メディカルセット）もあります。

５．入所・退所について

（１）入所は、一旦、一般病棟に入院していただき、各種検査を実施して介護医療院への入所の適否を判断した後に入所が決定いたします。また、入所後３ヵ月から６ヵ月後

に一度、体調管理目的で一般病棟へ入院していただき検査等行っていただきます。

（２）入所の際、入所同意書・医療保険証・介護保険証を提出していただきます。

（３）退所は要介護認定の期間と合わせ、担当医が療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合は、退所を指示される場合があります。

５．利用料金について

（１） 基本料金（夜間勤務等看護加算　７円・サービス提供体制強化加算　６円を含む）

①Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅰ）＜個室＞

介護度	１日あたりのサービス費	１日の自己負担額	１月の自己負担額
要介護１	６，８８０円	６８８円	２０，６４０円
要介護２	７，８４０円	７８４円	２３，５２０円
要介護３	９，９４０円	９９４円	２９，８２０円
要介護４	１０，８２０円	１，０８２円	３２，４６０円
要介護５	１１，６２０円	１，１６２円	３４，８６０円

※３０／月

②Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅰ）＜多床室＞

介護度	１日あたりのサービス費	１日の自己負担額	１月の自己負担額
要介護１	７，９９０円	７９９円	２３，９７０円
要介護２	８，９６０円	８９６円	２６，８８０円
要介護３	１１，０５０円	１，１０５円	３３，１５０円
要介護４	１１，９４０円	１，１９４円	３５，８２０円
要介護５	１２，７４０円	１，２７４円	３８，２２０円

※３０／月

※　上記料金は、令和６年４月１日現在の料金で自己負担 １ 割の場合です。所得に応じて自己負担が１割から３割になります。又、看護基準等の変更により料金が異なる場合があります。

（２）加算料金　退院時指導料、特定診療費等が加算される場合があります。

特定診療費に係る料金　（うち1割から3割が所得に応じて自己負担）

区　　分	加算単位	加算料金	備　　考
夜間勤務等看護体制加算	１日	７０円	入所期間中
サービス提供体制加算	１日	６０円	入所期間中
感染対策指導管理	１日	６０円	入所期間中
初期加算	１日	３００円	入所の日から 30 日間

褥瘡対策指導管理	１日	６０円	日常生活の自立度の低い方
安全対策体制加算	１回	２００円	入所の初日１回
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	１回	４００円	月１回　基本的情報 LIFE へ提供及び活用した場合
医学情報提供（Ⅰ） 医学情報提供（Ⅱ）	１回	２，２００円 ２，９００円	退所時　　他の診療所へ 退所時　　他の病院へ
理学療法（Ⅰ） リハビリ強化体制加算 短期集中リハビリ	１回 （１日３回で） １日	１，２３０円 ３５０円 ２，４００円	１回２０分以上（4 ヶ月を超えてからは、11 回目から 1,210 円） ３ヶ月以内に集中して実施した場合（その際は理学療法は算定しない）
摂食機能療法	１回	２，０８０円	月４回以内

上記以外に係る料金　（うち１割から３割が所得に応じて自己負担）

区　　分	加算単位	加算料金	備　　考
退所時指導加算 退所時情報提供加算 退所前連携加算	１回 １回 １回	４，０００円 ５，０００円 ５，０００円	退所時 主治医へ情報提供した場合 指定居宅介護支援事業者との連携
退所前訪問指導加算	１回	４，６００円	原則入所中１回、２回限度
退所後訪問指導加算	１回	４，６００円	退所後 30 日以内１回
老人訪問看護指示加算	１回	３，０００円	退所時、訪問看護ステーションへ
経口移行加算	１日	２８０円	経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合
経口維持加算（Ⅰ） 〃　　（Ⅱ）	１日 １日	４，０００円 １，０００円	水飲みテスト等による管理 協力歯科医療機関を定めている場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ) 〃　　(Ⅱ)	１回	９００円 １，１００円	月２回　歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合
排せつ支援加算（Ⅰ） 〃　　（Ⅱ） 〃　　（Ⅲ）	１回	１００円 １５０円 ２００円	介護状態見込みについて評価及び LIFE 情報提供 排せつが改善しおむつの使用がなくなった
療養食加算	１日	１８０円	医師の食事せんに基づく、疾病治療のため療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	１日	３０円	専門的な認知ケアを行う

※その他状況により加算される場合があります。

（３）食　　費　一日当たり１，９２０円（・朝食 580 円・昼食 670 円・夕食 670 円）

但し、負担限度額認定証の交付を受けている方の負担額は次のようになります。

負　担　限　度　額			
利用者負担 第 １ 段 階	利用者負担 第 ２ 段 階	利用者負担 第 ３ 段 階①	利用者負担 第 ３ 段 階②
３００円／日	３９０円／日	６５０円／日	１，３６０円/日

（４）居住費（滞在費）　多 床 室　　一日当たり　　４３７円

個　　室　　一日当たり　１，７２８円

但し、負担限度額認定証の交付を受けている方の負担額は次のようになります。

	負　担　限　度　額			
	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
多 床 室	０円／日	４３０円／日	４３０円／日	４３０円／日
個　　室	５５０円／日	５５０円／日	１，３７０円／日	１，３７０円／日

（５）その他の費用

個室料	東庄町民	３，３００円／日
	町外利用者	４，４００円／日
洗濯利用料		３３０円／回
お茶代		１１０円／日
レクリエーション代	参加者のみ	５００円／月
理・美容料	委託業者になります。 理容･美容に要した費用は実費負担になります。	

６．入所料の支払について

毎月１０日頃までに前月分を請求しますので、事務室窓口でお支払いください。

なお、請求内容の不明点や支払い方法等については、事務室窓口にお問い合わせください。

７．非常災害対策について

（１）防災設備　非常通報装置・自動火災報知設備・防災扉装置

（２）防災訓練　年２回計画しておりますので、ご協力ください。

（３）防災対応　内容により町及び近隣病院との連携により対応します。

８．情報の開示について

要介護認定等に必用な情報を、必要部分のみについて他の事業所や町に提供する場合があります。

９．サービス内容の苦情及び要望等の窓口について

サービスに係る苦情に関しましては、ナースステーションにお申し出ください。又、東庄町介護保険担当課でも受け付けております。

窓　口　　ナースステーション

担当者　　年　光　早　苗　・　宮　口　恵

東庄町健康福祉課介護保険係　　☎　0478-80-3300

千葉県国民健康保険団体連合会　　☎　043-254-7428

※　その他お困りの事やお気づきの事がありましたら、担当者にお気軽にご相談ください。